（給与所得者の特定親族特別控除申告書に添付すべき書類等）

第七十四条の六　第四十七条の二第七項（確定所得申告書に添付すべき書類等）の規定は令第三百十八条の四第一号（給与所得者の特定親族特別控除申告書に関する書類の提出又は提示）に規定する財務省令で定める書類について、第四十七条の二第八項の規定は令第三百十八条の四第二号に規定する財務省令で定める書類について、それぞれ準用する。この場合において、第四十七条の二第七項中「同項各号列記以外の部分に規定する国外居住扶養親族等（以下この項及び次項において「国外居住扶養親族等」という。）」とあるのは「令第三百十八条の四（給与所得者の特定親族特別控除申告書に関する書類の提出又は提示）に規定する記載がされた同条に規定する特定親族（以下この項及び次項において「特定親族」という。）」と、「国外居住扶養親族等が同条第四項の」とあるのは「特定親族が同条に規定する」と、同項第二号中「国外居住扶養親族等」とあるのは「特定親族」と、同条第八項中「同項の」とあるのは「令第三百十八条の四に規定する」と、「国外居住扶養親族等の」とあるのは「同条に規定する記載がされた特定親族の」と、同項各号中「国外居住扶養親族等」とあるのは「特定親族」と、それぞれ読み替えるものとする。

第七十六条の二第四項中「第七十四条の五第二項」の下に「（給与所得者の特定親族特別控除申告書の記載事項）、第七十四条の七第二項」を加える。

第七十七条第一項第一号中「この号」を「この条」に改め、同条第六項ただし書中「七年」の下に「（当該退職手当等が令第七十二条第三項第七号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当する場合には、十年）」を加える。

第七十七条の四第一項第三号中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族（法第二百三条の六第一項第四号に規定する源泉控除対象親族に限る。次号において同じ。）」に改め、同項第四号中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、同項第五号中「又は第五項」を「から第六項まで」に、「又は扶養親族」を「若しくは法第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者（以下この号において「特別控除対象配偶者」という。）又は扶養親族若しくは法第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族（以下この号において「特定親族」という。）」に、「又は控除対象扶養親族」を「若しくは特別控除対象配偶者又は控除対象扶養親族」に、「がある」を「若しくは特定親族がある」に、「とする」を「若しくは特定親族とする」に改める。

第八十一条の六第七項各号を次のように改める。

一　番号既告知者以外の者　当該者の次に掲げるいずれかの電磁的記録

イ　次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

(1)　第七条第三項第一号イに規定する署名用電子証明書（以下この項において「署名用電子証明書」という。）

(2)　(1)の署名用電子証明書に係る者の第七条第六項第一号ロに掲げる情報

(3)　(1)の署名用電子証明書により確認される電子署名（第七条第三項第一号ロに規定する電子署名をいう。次号イ(2)において同じ。）が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、住所及び個人番号に係るもの

ロ　カード代替電磁的記録で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名、住所及び個人番号に係るもの

二　番号既告知者　当該番号既告知者の次に掲げるいずれかの電磁的記録

イ　次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

(1)　署名用電子証明書

(2)　(1)の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名及び住所に係るもの

ロ　カード代替電磁的記録で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名及び住所に係るもの

第八十一条の六第八項第一号中「、又は」を「、若しくは」に、「者の」を「者又は令第三百三十六条第四項に規定する特定通知等（次号、第八十一条の九第一項（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等）及び第八十一条の十七第六項（譲渡性預金の譲渡等に関する告知書）において「特定通知等」という。）に係る者の」に改め、同項第二号中「若しくは送信」の下に「若しくは特定通知等」を、「の送信」の下に「若しくは当該特定通知等」を加え、同条に次の一項を加える。

10　令第三百三十六条第四項に規定する財務省令で定める通知又は提供は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則（令和六年内閣府、デジタル庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号）第二十六条第一号（預金保険機構の業務の特例）に掲げる業務による同号に規定する通知又は同条第四号に掲げる業務による同号に規定する情報の提供とする。

第八十一条の九第一項及び第八十一条の十七第六項中「送信」の下に「若しくはその者に係る特定通知等」を加える。

第九十条の二第一項第二号ニ中「第二百二十四条の三第四項第三号」を「第二百二十四条の三第四項第四号」に改める。

第九十条の五第二号ロ中「契約締結時交付書面」を「契約締結時等交付書面」に改める。

第九十三条第一項第六号中「」又は」を「」、」に、「。）に」を「。）又は給与所得者の特定親族特別控除申告書（法第百九十五条の三第三項（給与所得者の特定親族特別控除申告書）に規定する給与所得者の特定親族特別控除申告書をいう。）に」に改め、同号イ(1)(ii)中「控除対象扶養親族の数、控除対象扶養親族」を「控除対象扶養親族又は特定親族（法第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族をいう。第八号において同じ。）（当該給与等が法第百九十条の規定の適用を受けていないものである場合には、源泉控除対象親族。イにおいて「控除対象扶養親族等」という。）の数、控除対象扶養親族等」に、「控除対象扶養親族が」を「控除対象扶養親族等が」に、「控除対象扶養親族に」を「控除対象扶養親族等に」に改め、同号イ(2)(ii)中「控除対象扶養親族」を「控除対象扶養親族等」に改め、同号ロ中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　特定親族を有する居住者について法第百九十条第二号ホの定めるところにより計算した特定親族特別控除の額に相当する金額及びその合計額並びに当該特定親族の同号ホに規定する合計所得金額又はその見積額

第九十四条第一項中「この条」を「この項及び第三項」に、「同項」を「同条第二項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第九十四条の二第一項第七号イ(1)(ii)及び(2)(ii)中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、同号ロ中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に、「又は老人扶養親族」を「、老人扶養親族又は法第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族」に改める。